

2024年10月から

先発医薬品を 希望される場合



「特別の料金」のお支払いが はじまっています

入院時の個室代・差額ベッド代や歯科治療の際の金属を使った総入れ歯等と同様、選定療養費として後発医薬品と先発医薬品の価格差の一部を自己負担でお支払いいただくことで、国民皆保険制度を守っていかうとする制度です。この機会に後発医薬品の利用をお願いします。

支払が高くなるのかしら？

？

- ・公費負担等の今まで自己負担がない方も対象です。
- ・「特別の料金」は課税対象のため、消費税(10%)が上乗せされます。
- ・医療機関や薬局の収入が増えるわけではありません。
- ・医療上の必要性があると認められる場合等は対象外となり「特別の料金」は要りません。
- ・お薬代以外の費用(調剤の費用等)はこれまでと変わりありません。



お薬代負担額の計算方法（3割負担の場合）



2024年 10月から

後発医薬品を選んだ場合の負担額

①後発医薬品の薬代の3割

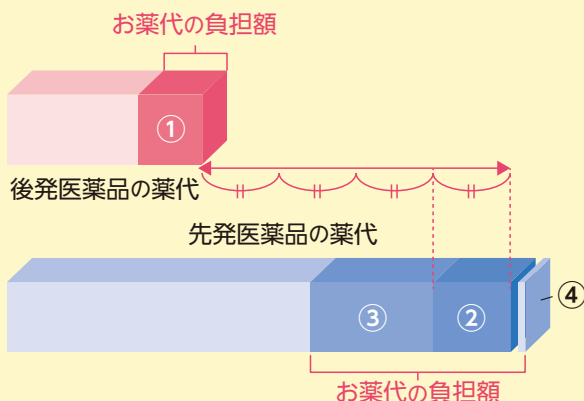
先発医薬品を選んだ場合の負担額

②先発医薬品と後発医薬品の差額の1/4=「特別の料金」

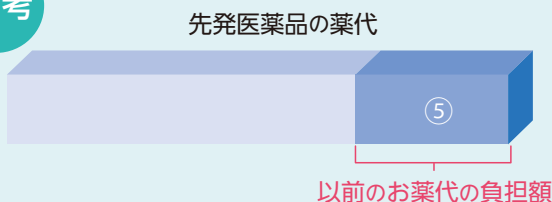
③先発医薬品の薬代から「特別の料金」を差し引いたうちの3割

④「特別の料金」の消費税

※長期収載品の選定療養費=②+④



参考



2024年 9月末まで

先発医薬品を選んだ場合の負担額

⑤先発医薬品の薬代の3割

負担額の計算例

後発医薬品 (600円) を選んだ場合

① $600 \times 3割 = 180円$

先発医薬品 (1000円) を選んだ場合

② $(1000 - 600) \div 4 = 100円$

③ $(1000 - 100) \times 3割 = 270円$

④ $100 \times 0.1 = 10円$

② + ③ + ④ = 380円

結局どうしたらいいの??

①この機会に後発医薬品に変更する

変更不安がある方は、先発医薬品と有効成分、原薬、添加物、製造方法が同じ後発医薬品（オーソライズドジェネリック）がある場合もあります。皆様一人ひとりの積み重ねが医療費の確保にもつながります。

②いままでどおり先発医薬品を選択する

「特別の料金」を支払うことで先発医薬品を選択することも可能です。国民皆保険制度維持のため、処方の変更等の際には後発医薬品の選択をご検討ください。

